

## 岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第43回）

日時：令和3（2021）年5月28日（金）

19：00～

場所：県庁3階 大会議室

### 議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第43回）出席者

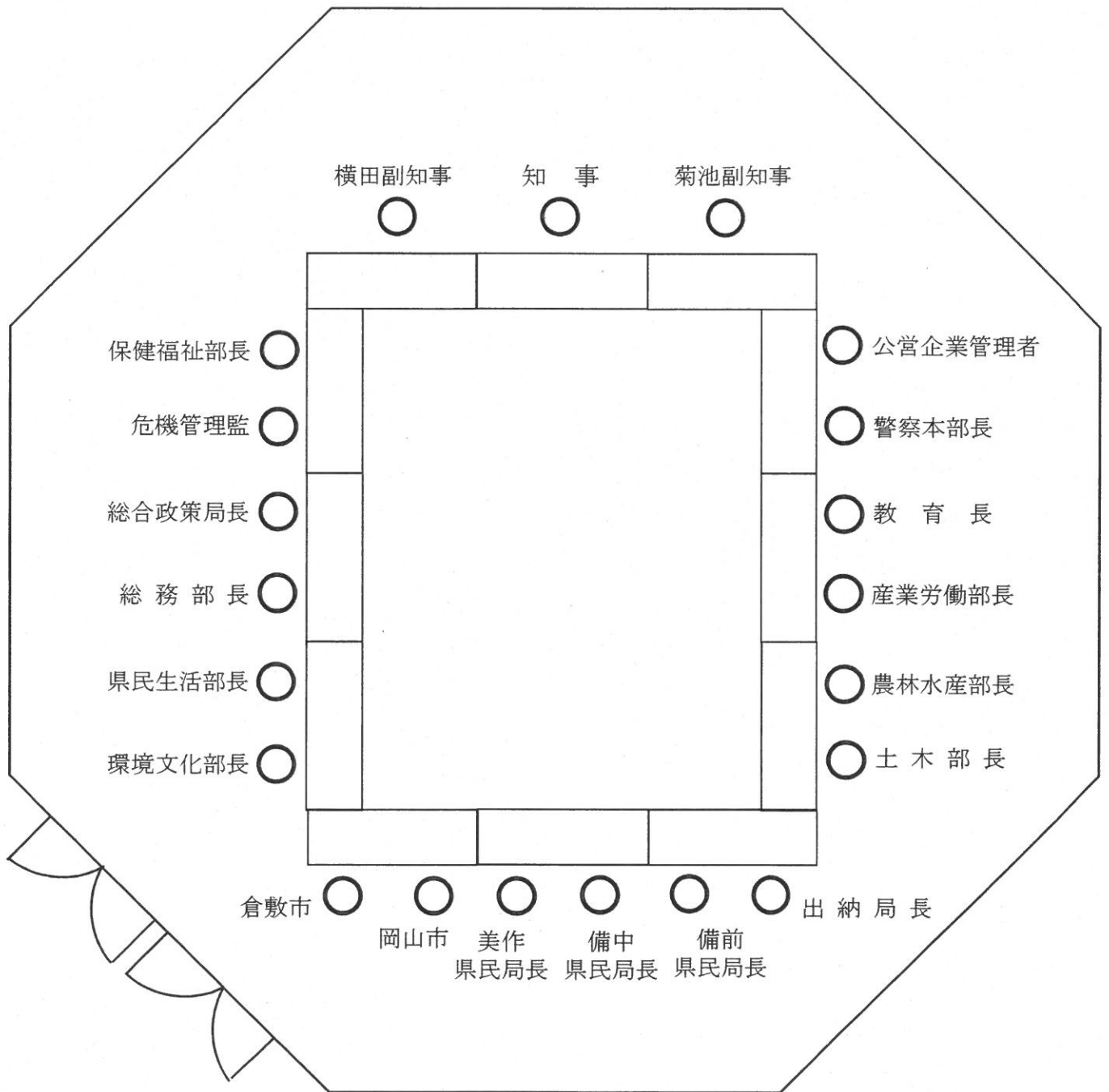
日時：令和3（2021）年5月28日（金）

19：00～

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局長	本部員以外
倉敷市保健福祉局参与	〃

# 岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



## 新型コロナウイルス感染症対策について

### ○ 保健福祉部関係

- ・ 県内の感染状況
- ・ 緊急事態宣言の延長
- ・ 医療提供体制の強化

### ○ 産業労働部関係

- ・ 時短要請協力金、大規模集客施設協力金

### ○ 総務部関係

- ・ 県有施設の休館延長

### ○ 教育委員会関係

- ・ 学校での感染拡大防止用掲示

## 県内の直近1週間の感染状況

## 国のステージ判断の指標：5/20～5/26

入院医療病床 使用率	重症者用病床 使用率	療養者数 (10万人当たり)	PCR 陽性率	新規陽性者数 (10万人当たり)	感染経路 不明割合
59.3%*	56.4%*	52.49人*	7.3%	31.90人	39.0%
ステージⅣ	ステージⅣ	ステージⅣ	ステージⅢ	ステージⅣ	非該当

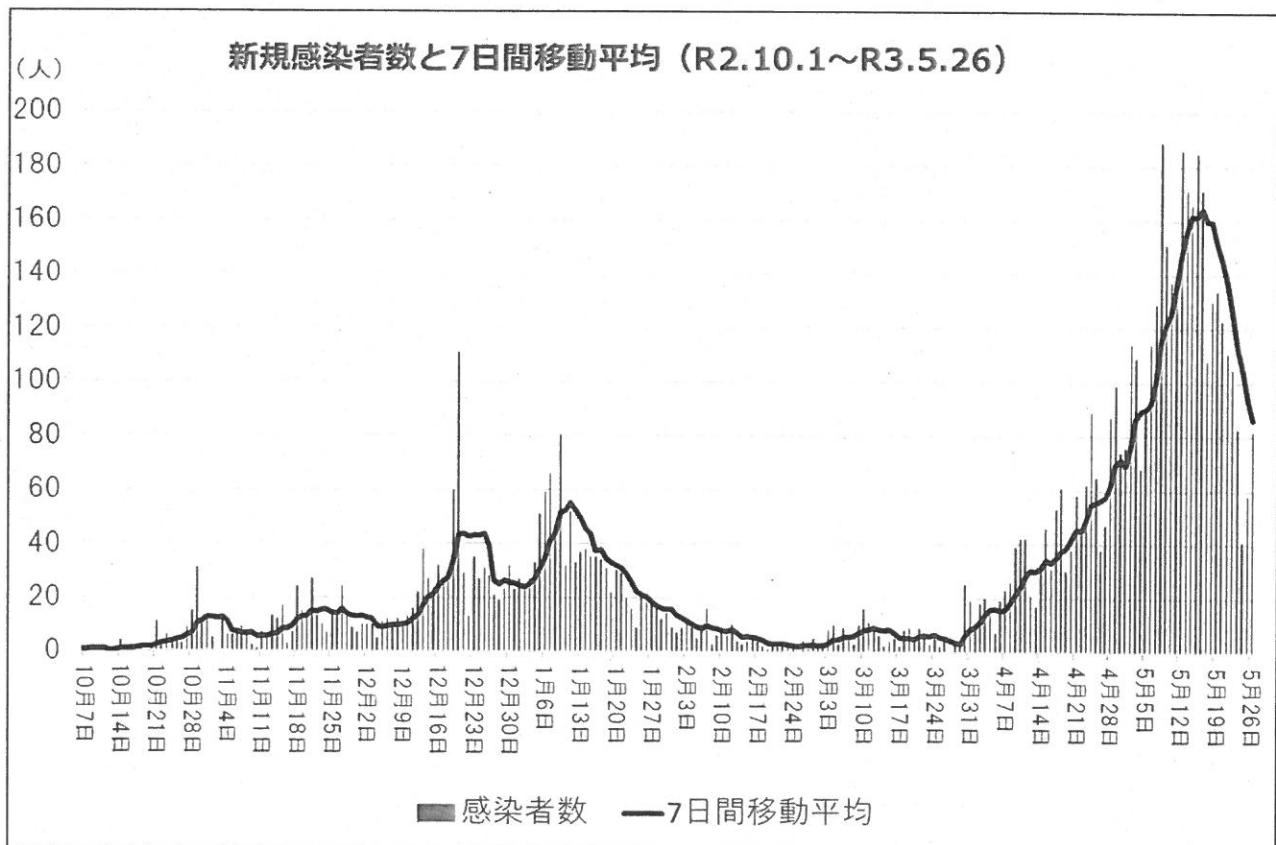
\*5/26 17時現在

## (県全体及び岡山市・倉敷市の新規陽性者数の状況)

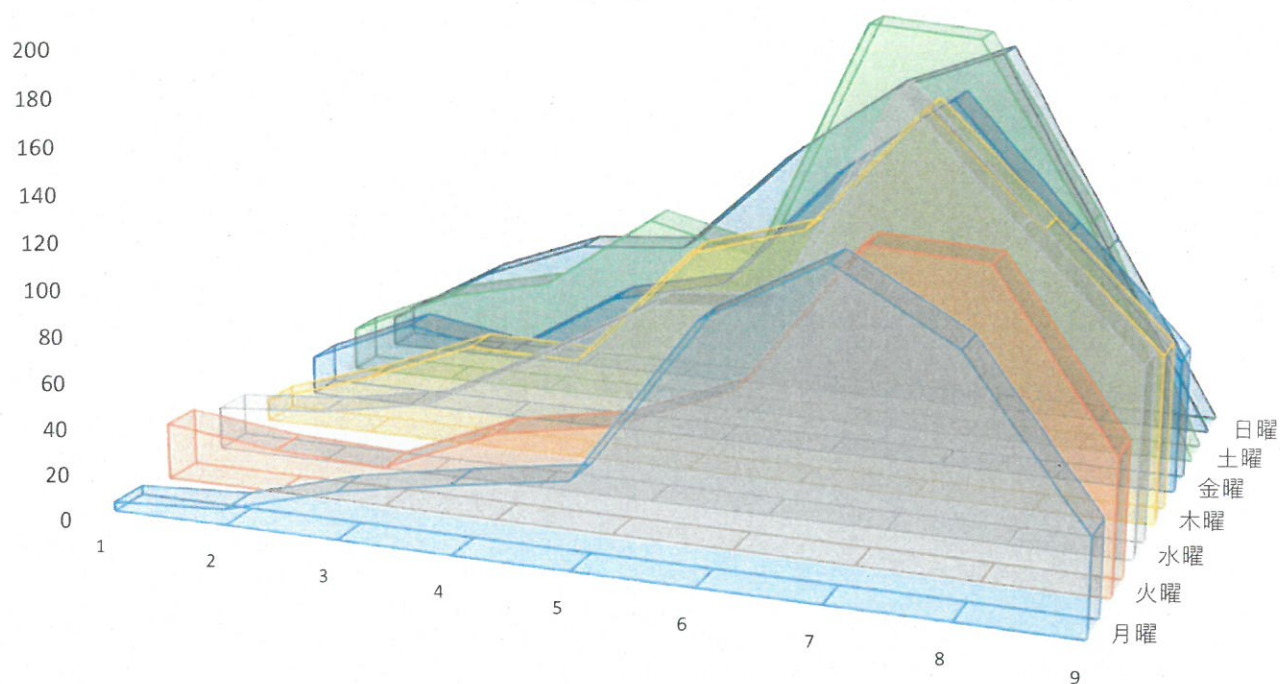
※県の試算による

	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	計	新規陽性者数 (10万人当たり)
県全体	123	111	105	83	41	58	82	603	31.90
岡山市	67	57	66	41	15	28	42	316	43.84
倉敷市	35	34	20	17	11	20	29	166	34.89

(参考) 沖縄県：100.07 北海道：77.09 愛知県：45.27 広島県：41.37 (5/20～26)



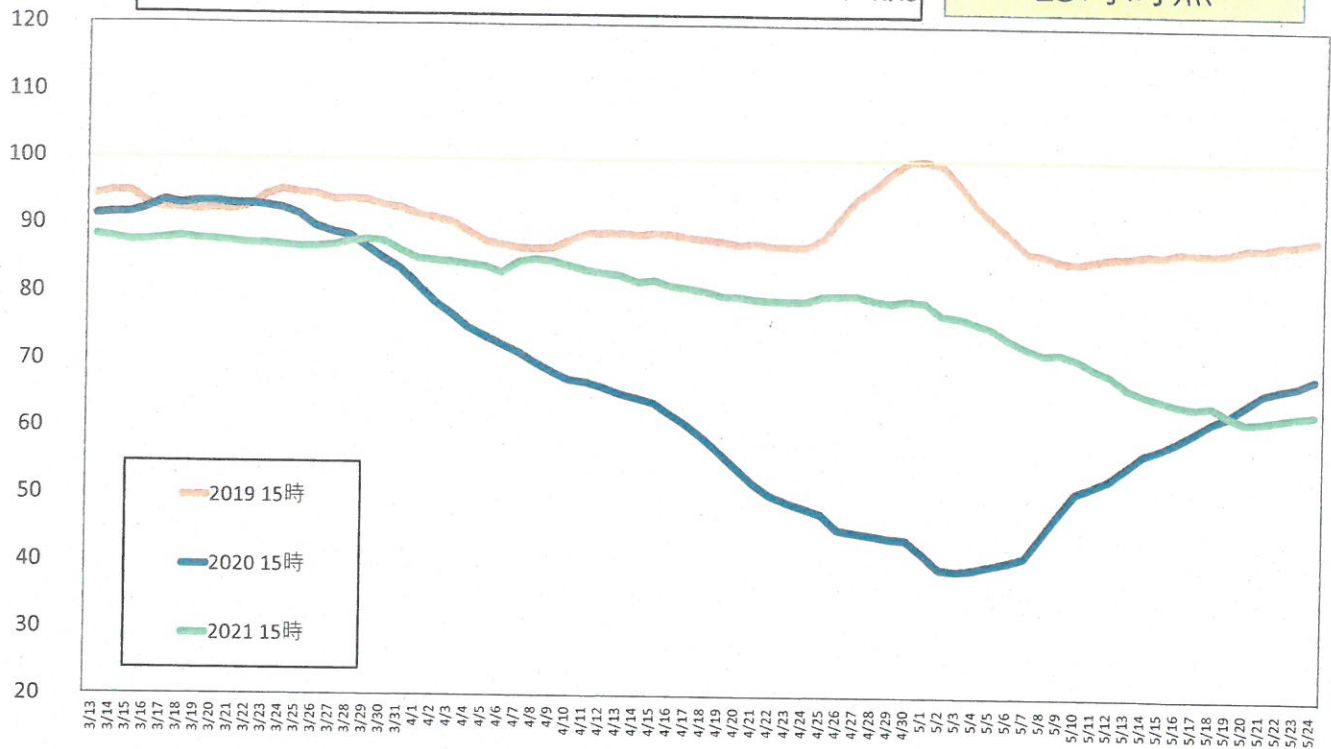
## 岡山県の第4波



月曜		火曜		水曜		木曜		金曜		土曜		日曜	
3/29	4	3/30	25	3/31	19	4/1	10	4/2	18	4/3	20	4/4	14
4/5	7	4/6	19	4/7	23	4/8	26	4/9	39	4/10	42	4/11	42
4/12	21	4/13	17	4/14	32	4/15	46	4/16	31	4/17	53	4/18	61
4/19	30	4/20	38	4/21	58	4/22	45	4/23	62	4/24	89	4/25	65
4/26	38	4/27	47	4/28	87	4/29	99	4/30	74	5/1	76	5/2	114
5/3	109	5/4	68	5/5	91	5/6	114	5/7	129	5/8	189	5/9	151
5/10	137	5/11	133	5/12	186	5/13	171	5/14	166	5/15	185	5/16	171
5/17	108	5/18	130	5/19	134	5/20	123	5/21	111	5/22	105	5/23	83
5/24	41	5/25	58	5/26	82	5/27	74	5/28	59				

岡山市北区本町周辺の3/13~5/24までの人流

15時時点



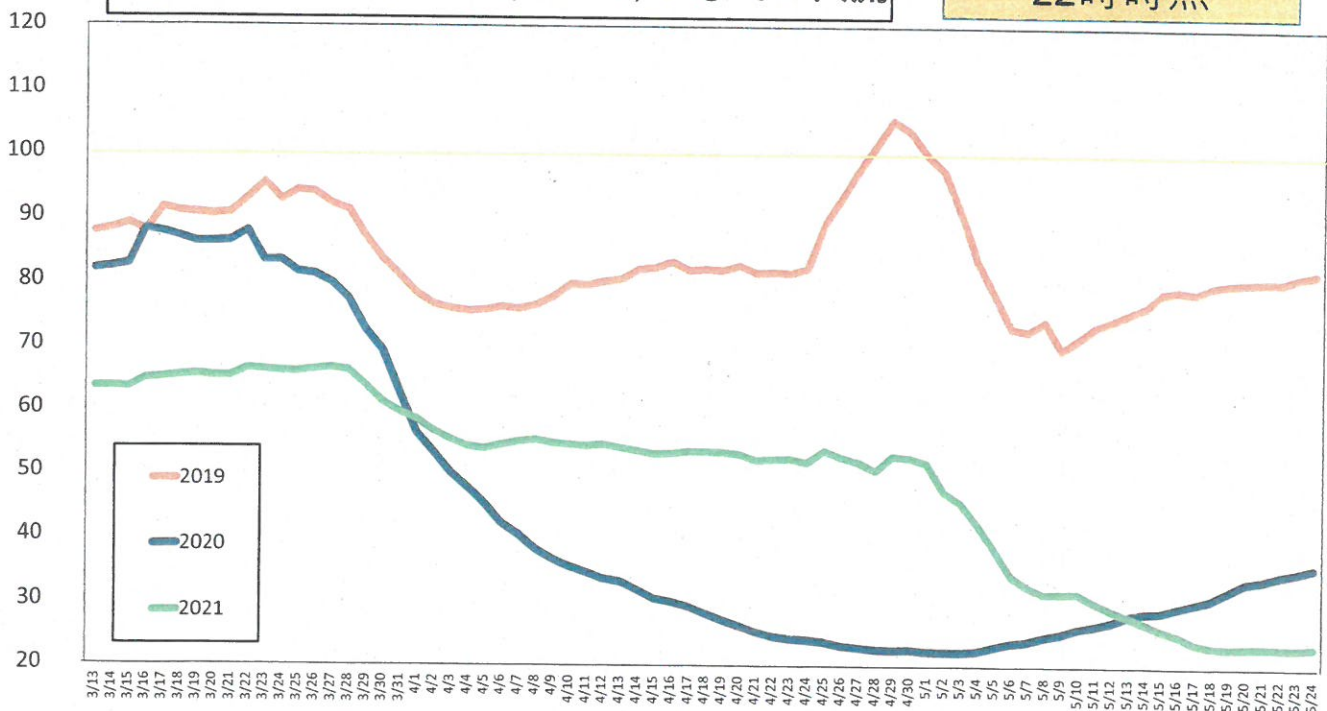
※15時時点の1週間移動平均 (5月24日の数値は5月21日~27日の7日間の平均)

※2019年5月1日の1週間移動平均を100としている。

(出典元) モバイル空間統計/ドコモ・インサイトマーケティングによる

岡山市北区本町周辺の3/13~5/24までの人流

22時時点



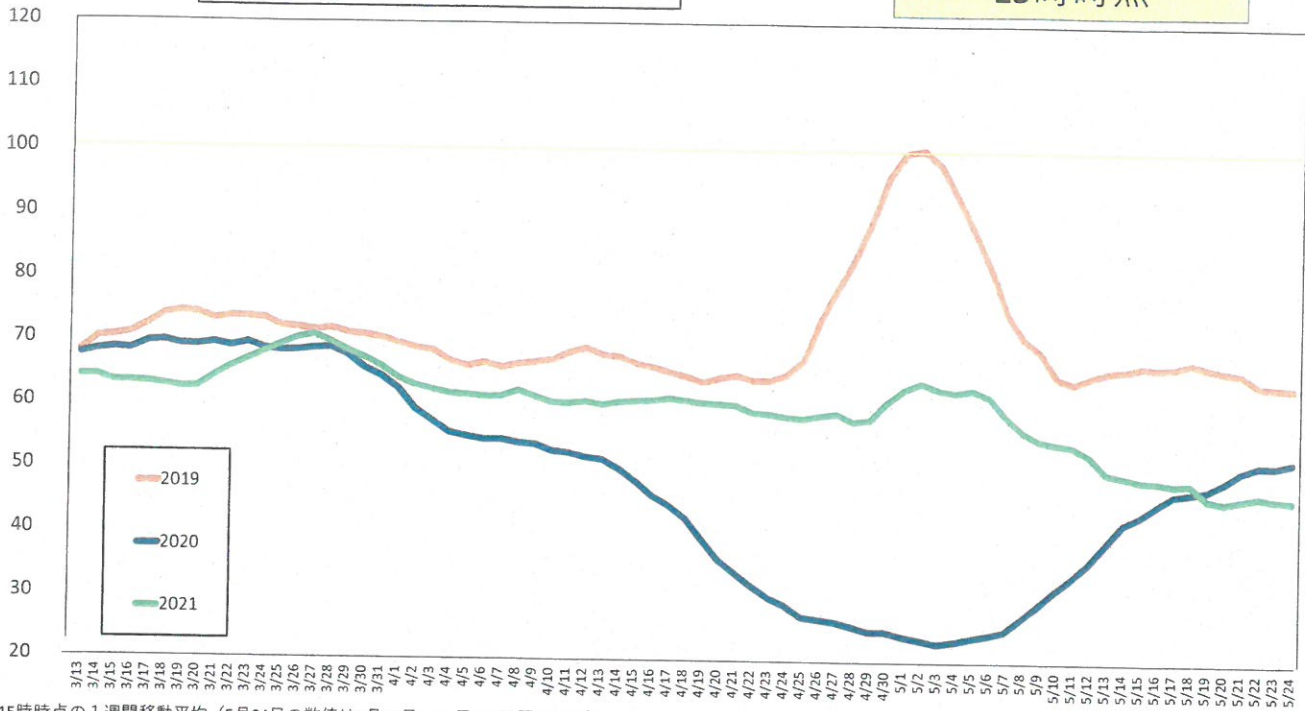
※22時時点の1週間移動平均 (5月24日の数値は5月21日~27日の7日間の平均)

※2019年5月1日の1週間移動平均を100としている。

(出典元) モバイル空間統計/ドコモ・インサイトマーケティングによる

倉敷駅の3/13~5/24までの人流

15時時点

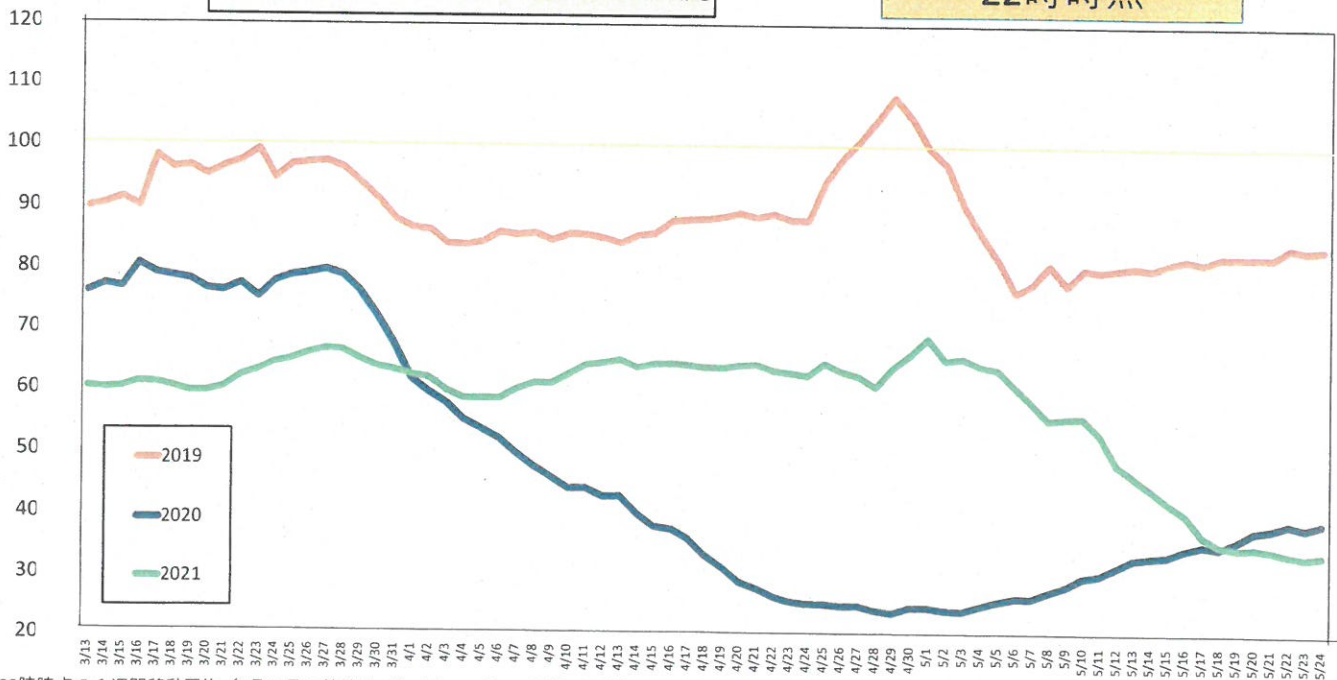


※15時時点の1週間移動平均（5月24日の数値は5月21日～27日の7日間の平均）  
 ※2019年5月1日の1週間移動平均を100としている。

（出典元）モバイル空間統計/ドコモ・インサイトマーケティングによる

倉敷駅の3/13~5/24までの人流

22時時点

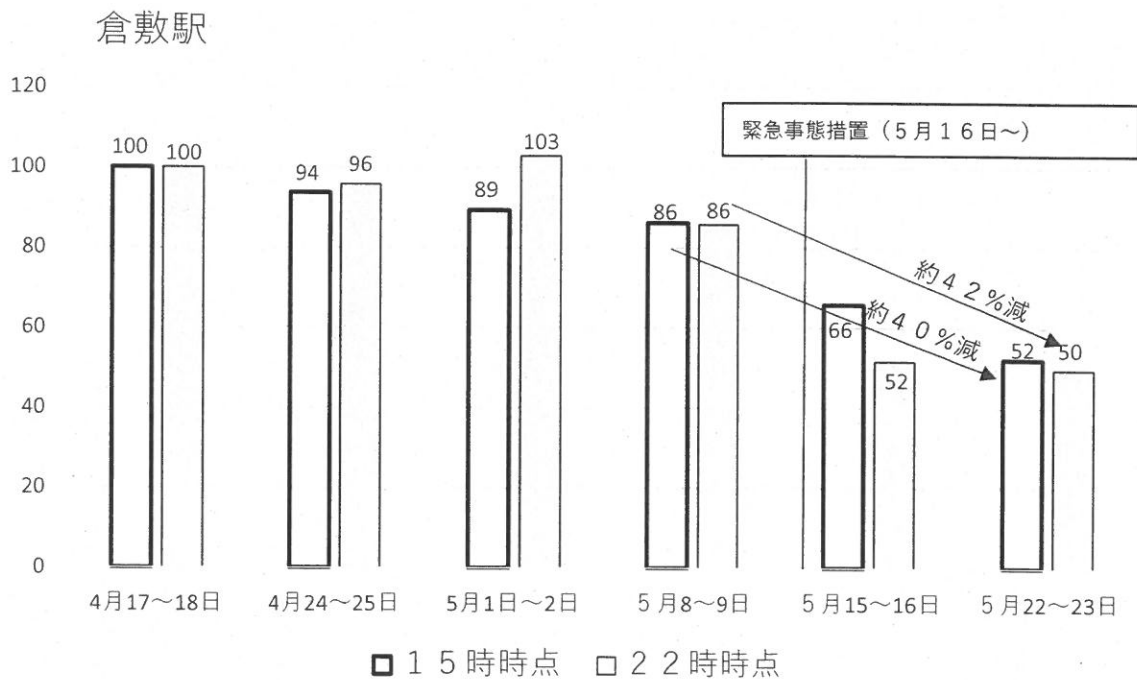
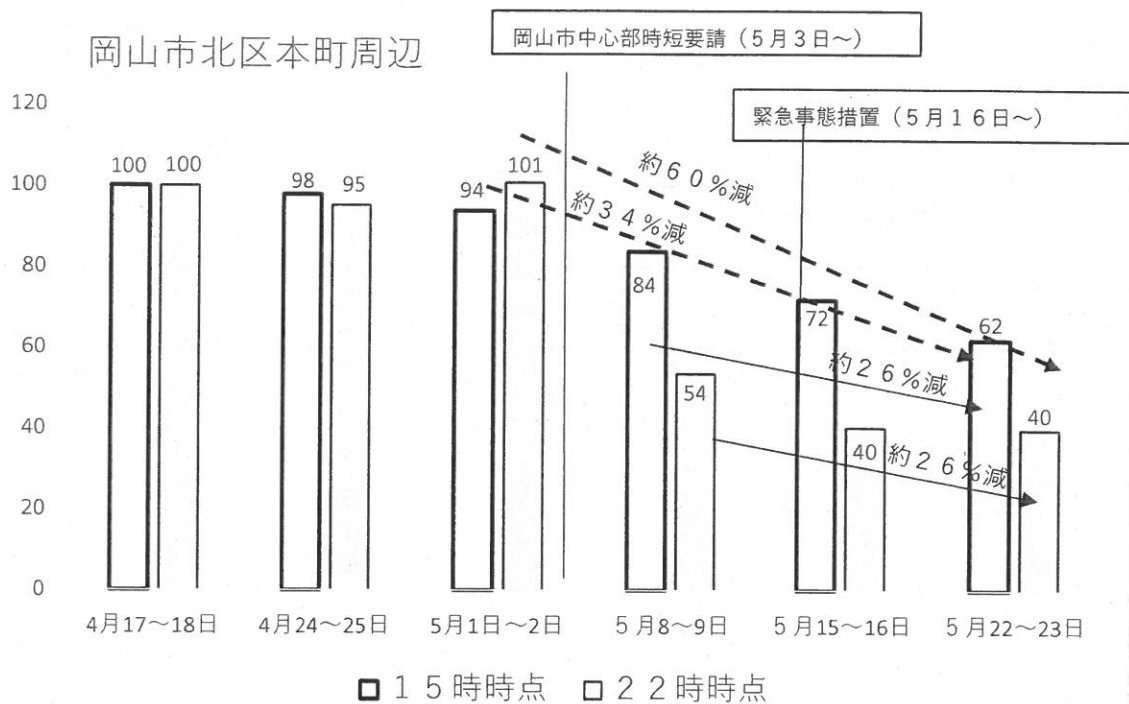


※22時時点の1週間移動平均（5月24日の数値は5月21日～27日の7日間の平均）  
 ※2019年5月1日の1週間移動平均を100としている。

（出典元）モバイル空間統計/ドコモ・インサイトマーケティングによる



## 直近の週末（土日）の人流



4月17日～18日を100としている

（出典元）モバイル空間統計/ドコモ・インサイトマーケティングによる

# 岡山県

## 新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置

### 2021. 5. 28

内容は、国との調整により、  
今後若干の変更となる可能性があります。

#### **緊急事態措置（5月16日～31日）からの主な変更点**

##### **<緊急事態措置（5月16日～31日）>**

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 床面積が1,000㎡超の集客施設等については、5時から20時までの営業時間短縮
- ただし、床面積が1万㎡超の集客施設等については、土日祝日の休業



##### **<緊急事態措置（6月1日～20日）>**

【特措法第24条第9項に基づく要請】

- 床面積が1,000㎡超の集客施設等については、5時から20時までの営業時間短縮

【働きかけ】

- 床面積が1万㎡超の集客施設等管理者及び利用者への働きかけ（別紙のとおり）

# 岡山県 新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置

- ① 区域 **岡山県全域**  
 ② 要請期間 **6月1日(火)～6月20日(日)**

## 県民の皆様へ

【特措法第45条第1項に基づくもの】

- 日中も含め不要不急の外出・移動は自粛すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請又は営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 県外との不要不急の往来は極力自粛すること
- 個食や黙食、会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 大人数のバーベキュー、地域で集まって行う会食やカラオケは自粛すること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底

1

## ● 飲食店等への要請（県内全域）

期間	令和3年6月1日（火）から6月20日（日）まで	
実施内容	対象施設	<b>【飲食店等】</b> 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） <b>【遊興施設】</b> 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 <b>【結婚式場】</b> 結婚式場
	要請内容	<u>（特措法第45条第2項に基づくもの） 命令、過料の規定あり</u> ○ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取り止める場合を除く）は休業 ○ 営業時間の短縮 （通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時～20時まで短縮） ○ マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○ 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置 <u>（特措法第24条第9項に基づくもの）</u> ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ※ 結婚式場については、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催をお願いします

▶ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（特措法第24条第9項に基づく）

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類又はカラオケ設備の提供は停止を要請

2

## ●施設等への要請【特措法第24条第9項に基づく】

### ①集客施設等

施設の種類	施設の例	要請内容	
		床面積が1,000㎡超	床面積が1,000㎡以下
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5時から20時までの営業時間短縮</li> <li>※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く</li> </ul> 〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理の働きかけ</li> <li>・店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ</li> <li>・1万㎡超の集客施設等の管理者等及び利用者への働きかけ（別紙のとおり）</li> </ul>	〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・5時から20時までの営業時間短縮</li> <li>※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く</li> <li>・入場整理の働きかけ</li> <li>・店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ</li> </ul>
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等		
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等		
サービス業（生活必需サービスを営む店舗を除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等		

3

### ②イベント関連施設等

施設の種類	施設の例	要請内容	
		床面積が1,000㎡超	床面積が1,000㎡以下
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は、21時までの営業時間短縮）</li> <li>・人数上限5,000人、かつ収容率50%以内</li> </ul> 〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理の働きかけ</li> <li>・店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込みを含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント開催（映画の上映を含む）の場合は21時までの営業時間短縮</li> <li>・人数上限5,000人、かつ収容率50%以内</li> </ul> 〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント開催（映画の上映を含む）以外の場合は20時までの営業時間短縮</li> <li>・入場整理等の働きかけ</li> <li>・店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込みを含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ</li> </ul>
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等		
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）		
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等		
博物館等	博物館、美術館等		
葬祭場	葬祭場	・酒類提供自粛（酒類の店内持込み含む）働きかけ	

※ 無観客開催の場合は、営業時間短縮の要請の対象外

※ オンライン配信の場合は、営業時間短縮の要請の対象外

※ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催をお願いします

4

## ●県内でのイベントの開催について（特措法第24条第9項に基づく）

- 県外又は県内各地から参加が見込まれるイベントを自粛すること
- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期を検討すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限を徹底すること
- イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること
- チェックリストを活用して自己点検を徹底すること

(<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>)

期間	6月1日(火)～6月20日(日)
人数上限	5,000人以下かつ収容率50%以下
開催時間	21時まで

5

## ●各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

### <事業者の皆様への協力要請> \*実施状況を積極的に公表してください

- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減に向けて取り組むこと
- 出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）を夜間消灯すること
- 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと
  - ・手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと
  - ・職員同士の距離を確保すること
  - ・事業場の換気を励行すること
  - ・複数人が触る箇所を消毒すること
  - ・発熱等の症状が見られる従業員の出勤を自粛すること
  - ・昼食での感染防止のため昼休み等の休憩時間に幅を持たせること
  - ・社員食堂などでの感染防止のため、座席数を減らす措置を行うこと
  - ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること（業務上必要で、延期が困難なものやオンラインによる開催を除く）

### <学校への協力要請>

- 学生・生徒・児童に「県民への協力要請」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛をすること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 発熱等の症状等がある学生等は登校や活動参加を控えること
- 大学生等は飲み会を控えること

6

●各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

＜高齢者施設・医療施設等への協力要請＞

- 地域の感染状況に応じて、高齢者施設等の従事者等への検査を頻回実施すること
- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 面会は原則禁止することとし、オンラインなどを活用すること
- 職員の日々の健康管理を徹底すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと

＜コロナ患者を受け入れていない医療機関への協力要請＞

- 臨時転換型重症病床への医療従事者の出向について、可能な限り協力すること
- 隔離解除されたが引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れること
- コロナ患者の病床を整備すること

＜コロナ患者を受け入れている医療機関への協力要請＞

- 救急医療をできる限り維持した上で、中等症病床を可能な限り増床すること
- 重症病床を有する医療機関は重症病床を可能な限り増床すること
- コロナ患者の受け入れに支障が生じる場合においては、医師が延期できると判断した入院・手術を一時停止すること

＜公共交通事業者への協力要請＞

- 終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等を行うこと

7

●床面積が1万㎡超の集客施設等の施設管理者等及び利用者をお願いしたいこと

別紙

＜施設管理者等へのお願い＞

- 混雑につながるような催物・バーゲンセール等を延期・自粛すること
- 利用者へ一人又は少人数での入店を呼びかけること
- 出入口の数の制限、入場制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行うこと
- 休憩スペース等は使用中止にすること
- 混雑時間帯に関する情報提供により、オフピークタイムでの来店を呼びかけること

＜利用者へのお願い＞

- 一人又は少人数で混雑時間帯を避けて利用すること
- なるべく電子決済を利用すること
- 買い物は計画を立てて素早く済ますこと
- サンプルなど展示品への接触は控えめにすること
- レジに並ぶときは、前後のスペースを確保すること

## 緊急事態宣言延長を踏まえた岡山県の取組に係る意見書

令和3年5月28日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

5月14日に岡山県に緊急事態宣言が発出されたことから、県にあっては、16日から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県民等への要請を行ってきたところですが、人流が減少し、新規感染者が減少する傾向に転じるなど、本要請には一定の効果があつたものと考えております。

しかし、未だ病床使用率などほとんどの指標がステージⅣに該当し、今後の感染状況は予断を許さない状況です。

また、現在主流となっている英国型変異株は、従来株より重症化しやすいとされ、入院が長期化する傾向にあることから、県内の医療提供体制のひっ迫は、今しばらく続くことは容易に予想できます。

本日、国において、岡山県の緊急事態宣言の延長が決定したところですが、県内の感染拡大を防ぎ、県民の健康と命を守るため、県にあっては、引き続き新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく強力な対策を講じていただきたいと考えておりますので、意見照会のあつた「岡山県新型コロナウイルス感染症緊急事態措置」による県民等への要請は必要であると認めます。

岡山県感染症対策委員会委員長

松 山 正 春

## 確保病床数等の増加について

● 県から医療機関へ要請

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づく要請
- ・ 各医療機関への個別要請通知、訪問、オンライン会議等での要請

● 医療機関の増床

例：一般病床の一部を閉鎖し、コロナ患者病床を増床

	5/27まで	5/28から	増床数
確保病床数	482床	492床	+10床
(うち 重症者用病床)	55床	58床	+3床
医療機関数	52機関	54機関	+2機関
(うち 重症者用病床)	7機関	7機関	±0機関



# 岡山県時短要請協力金(第3期)

## 支給要件

※右記1、2の全てを満たすこと

- 次の①～③のいずれかを満たし、要請期間中の全ての日において、全面的に協力すること  
(※6月1日(火)から開始すること)
  - 元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケボックスや酒類の持ち込みを認めている飲食店を含む。以下同じ。)が、休業又は酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめて営業時間を5時～20時まで短縮すること
  - 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が休業すること
  - 元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等が、営業時間を5時～20時まで短縮すること。
- 次の全てを満たすこと
  - 食品衛生法第52条に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、デリバリーを除く、カラオケボックス含む)(令和3年5月31日(月)以前から営業していること)
  - 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
  - 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

## 支給額等

1店舗あたり

### <中小企業等(売上高方式)>

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの 支給額
10万円以下	4万円
10万円超～25万円未満	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の4割
25万円以上	10万円(上限額)

### <大企業(売上高減少額方式)>

1日あたりの支給額:  
前年度又は前々年度からの1日あたりの  
売上高減少額×4割  
※上限額:20万円

※中小企業等も大企業の方式を選択可

## 申請方法

**受付開始：令和3年7月中旬予定**

申請方法については、郵送及び電子申請により行います。  
詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。



岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



時短要請に伴う協力金の申請をされる方は、

- 店頭にて、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、協力いただいた内容が確認できる『写真を保存』しておいてください。
- 第1期・第2期の時短要請協力金とは別に申請が必要です。
- 添付書類として、前年度又は前々年度の確定申告書等、売上高の確認に係る提出書類が必要になる場合があります。※必要書類は、確定次第改めて公表します。

## 相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086-226-7968 受付時間 9:00～17:00

(土日・祝日は休み ※5月29日(土)及び30日(日)は受付)



# 岡山県への緊急事態措置が延長されました

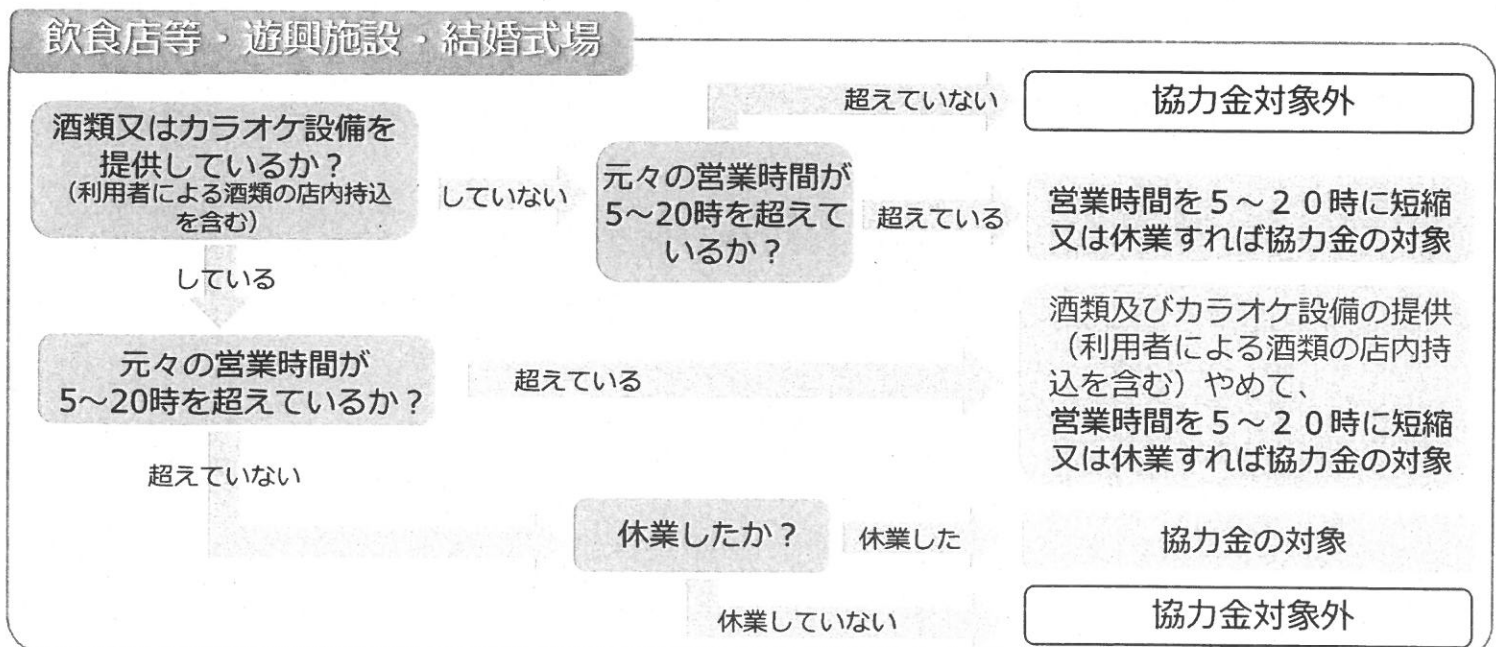
## ● 飲食店等への要請（県内全域）

期間	令和3年6月1日（火）から6月20日（日）まで
対象施設	<b>【飲食店等】</b> 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） <b>【遊興施設】</b> 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 <b>【結婚式場】</b> 結婚式場
実施内容	<p>（特措法第45条第2項に基づくもの）命令、過料の規定あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取り止める場合を除く）は休業</li> <li>○営業時間の短縮 （通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時～20時までに短縮）</li> <li>○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</li> <li>○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置</li> <li>○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置</li> </ul> <p>（特措法第24条第9項に基づくもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</li> </ul> <p>※ 結婚式場については、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催をお願いします。</p>

▶ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（特措法第24条第9項に基づく）

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類又はカラオケ設備の提供は停止を要請

## 岡山県時短要請協力金(第3期)対象フロー図



# 岡山県大規模集客施設協力金(第2期)

要請にご協力いただいた大規模施設等に対して、協力金を支給します

- 要請内容**
- 【要請期間】 令和3年6月1日(火)から令和3年6月20日(日)
  - 【対象区域】 岡山県全域
  - 【対象施設】 床面積1,000㎡超の大規模施設及び同施設内のテナント・出店者等
  - 【要請内容】 裏面を参照

**支給要件**

- ※全てを満たすこと
- 1 上記対象区域内の対象施設であること(5月31日以前から営業していること)
  - 2 上記要請期間中の全ての日において、裏面の要請内容に全面的に協力していること(※6月1日(火)から開始すること)
  - 3 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
  - 4 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

**支給額等**

	大規模施設	テナント・出店者等
支給対象	特措法第24条第9項に基づく 時短要請を行った1,000㎡超の施設	左記施設の一部を賃借することにより、 当該施設に來場した一般消費者を対象に 飲食業以外の事業を営む事業者等
1日あたりの 支給金額	<p>【1日あたりの支給基礎額】 次の①～③を合計した金額</p> <p>① 大規模施設運営事業者の自己利用部分として営業時間の短縮を行った面積1,000㎡毎に20万円/日 (特定百貨店店舗※に係る部分を除く)</p> <p>② テナント店舗・特定百貨店店舗※の数×2千円/日</p> <p>③ 特定百貨店店舗※の数×2万円/日</p> <p>※百貨店等において、当該店舗の売上が当該百貨店等に入った人計上され、その後分配される場合で、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の名義で出店し、事業を営んでいるもの</p>	<p>【1日あたりの支給基礎額】 営業時間の短縮を行った面積100㎡毎に2万円</p>
	上記により算出した 1日あたりの支給基礎額 × (本来の営業終了時間 - 20時) / 本来の営業時間	

※協力金の計算方法等については、国からの通知により詳細が決定されるため、今後変更の可能性があります。

**申請方法**

受付開始：令和3年7月中旬予定

- ・申請方法については、郵送及び電子申請により行います。
- ・詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。



岡山県時短要請協力金HP

## — 協力金の申請をされる方は —

- 店頭、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、営業時間の短縮等が確認できる『写真を保存』しておいてください。
  - 第1期の大規模集客施設協力金(5月16日から5月31日まで要請分)とは別に申請が必要です。
  - 添付書類として、床面積等の要件が確認できる書類及び営業時間の短縮の状況が分かる書類が必要になる場合があります。
- ※必要書類は、確定次第改めて公表します。

**相談窓口**

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086-226-7968

受付時間 9:00～17:00 (土日・祝日は休み ※5月29日(土)及び30日(日)は受付)

● 集客施設等への要請【特措法第24条第9項に基づく】

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000㎡超
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5時から20時までの営業時間短縮</li> <li>※ 生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く</li> </ul> 〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場整理の働きかけ</li> <li>・ 店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ</li> <li>・ 1万㎡超の集客施設等の管理者等へ以下の働きかけ</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○混雑につながるような催物・バーゲンセール等を延期・自粛すること</li> <li>○利用者へ一人又は少人数での入店を呼びかけること</li> <li>○出入口の数の制限、入場制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行うこと</li> <li>○休憩スペース等は使用中にすること</li> <li>○混雑時間帯に関する情報提供により、オフピークタイムでの来店を呼びかけること</li> </ul> </div>
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	
サービス業 （生活必需サービスを営む店舗を除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

● イベント関連施設等への要請【特措法第24条第9項に基づく】

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000㎡超
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は、21時までの営業時間短縮）</li> <li>・ 人数上限5,000人、かつ収容率50%以内</li> </ul> 〔働きかけ〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場整理の働きかけ</li> <li>・ 店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込を含む）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ</li> </ul>
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 無観客開催の場合は、営業時間短縮の要請の対象外

※ オンライン配信の場合は、営業時間短縮の要請の対象外

※ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催をお願いします

## 県有施設の休止・休館等について

### 1 県有施設等

不特定多数の人の利用が想定される県有施設等については、引き続き、休止・休館を継続する。

### 2 県主催イベント

県主催イベントについては、引き続き、原則中止又は延期する。

## 県有施設等の休止・休館予定

名称	休止等の期間	備考
岡山県吉備高原都市センター区広場	5/13～6/20	屋外スペースを除き閉館
岡山県岡山国際交流センター	5/13～6/20	パスポート窓口及び相談業務 (電話・メール)等は継続
岡山県自然保護センター	5/13～6/20	
岡山県立美術館	休館中～6/20	
岡山県天神山文化プラザ	5/13～6/20	
犬養木堂記念館	5/13～6/20	
岡崎嘉平太記念館	5/13～6/20	
おかやま旧日銀ホール	5/13～6/20	
岡山武道館	5/13～6/20	※
岡山県津山総合体育館	5/13～6/20	※
岡山県津山東体育館	5/13～6/20	※
岡山県美作ラグビー・サッカー場	5/16～6/20	※
岡山県備前テニスセンター	5/13～6/20	※
岡山県津山陸上競技場	5/13～6/20	※
岡山県笠岡陸上競技場	5/13～6/20	※
岡山県総合展示場コンベックス岡山	5/15～6/20	
岡山県立青少年農林文化センター三徳園	5/13～6/20	
岡山県立森林公園	5/13～6/20	
総合グラウンド(岡山武道館を除く)	5/15～6/20	※一部施設は5/16～
倉敷スポーツ公園	5/15～6/20	※
岡山後楽園	5/13～6/20	※
岡山県生涯学習センター	5/14～6/20	
岡山県立図書館	5/13～6/20	予約による書籍等の貸出のみ
岡山県渋川青年の家	5/17～6/20	
岡山県青少年教育センター閑谷学校	5/17～6/20	
特別史跡旧閑谷学校	5/13～6/20	
岡山県立博物館	休館中	
岡山県古代吉備文化財センター(展示室)	5/13～6/20	
岡山空港ターミナルビル	5/13～6/20	展望デッキを閉鎖
岡山県クレール射撃場	5/13～6/20	※
まきばの館	5/13～6/20	
遺跡&スポーツミュージアム	5/15～6/20	

※ 高体連等の公式戦(教育活動の一環)で無観客のものなどに限り、利用を認める。

新型コロナウイルスを

学校に持ち込まない！学校で広げない！

【学校に持ち込まないために】

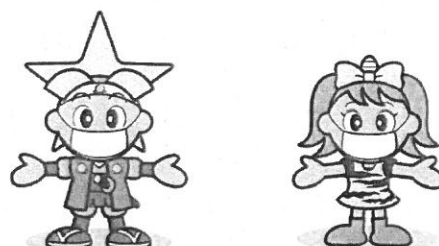
自分だけでなく同居の家族に発熱等の風邪症状があるときは、登校をしないようにしましょう。

【学校で広げないために】

人との距離（ソーシャルディスタンス）を取ることが大切です。

## 学校で感染リスクが高まる場面

- 1 昼食等、飲食を伴う場面
  - ・ 昼食は、「黙食、個食」を徹底しよう。
- 2 狭い空間（更衣室、部室等）での活動等
  - ・ 可能な限り換気を徹底し、短時間の利用にしよう。



©岡山県マスコット ももっち・うらっち

あなたの行動で、みんなの大切な学校生活を守りましょう。

岡山県教育委員会

新型コロナウイルスを

学校に持ち込まない！学校で広げない！

毎朝、検温・健康観察！

マスク・手洗い  
・換気の徹底！昼食時は  
黙食・個食！部活前後、  
更衣の時もマスク！学校帰りは  
寄り道せずに！

©岡山県マスコット ももっち

あなたの行動で、みんなの大切な学校生活を守りましょう。

岡山県教育委員会